

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、平成17年2月に旧上野原町と旧秋山村が合併し、上野原市が誕生した。

本市の人口は、急激な人口減少と少子高齢化を背景に、令和2年度の国勢調査では22,669人と、ピーク時（合併時）に比べて約2割が減少している。

本市の産業構造は、第1次産業が2%、第2次産業が33%、第3次産業が65%を占めている状況であり、その大半が中小企業者である。また、第2次産業は製造業が中心で、その多くが市内にある2つの大規模工業団地に配置されている。

市内の多くの企業が新型コロナウイルス感染症の発生により一時は収益を減少させたものの、徐々に回復の傾向が見られているが、人口の減少に伴う労働需要の増加や中小企業者の事業継承への対応という厳しい事業環境に直面しているほか、所有する設備の老朽化への対応も必要な状況にある。

こうしたことから本市としては、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の向上を図ることとする。

(2) 目標

広報やホームページでの制度周知や、商工会などの認定経営革新等支援機関と情報共有することで、計画期間中に10件の先端設備等導入計画の認定数を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端的設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、上野原市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とし、労働生産性が年平均3%以上に資

すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 市税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ④ 環境条例・景観条例に配慮すること。
- ⑤ 先端設備等導入計画と認定した者の進捗状況についての調査を実施する場
合がある。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。